

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

*** 申告書提出期限 ***

その年の1月31日（その日が土・日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）です。

*** マイナンバーの記載 ***

平成 28 年度からマイナンバーの記載をお願いします。

*** 申告書作成上のお願い ***

申告書を作成する上で、お願い事項がいくつかございます。

詳細は本紙 10 ページをご覧ください。

お知らせ

インターネットを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告（地方税ポータルシステム・エルタックス）が利用できます。電子申告、事前手続き等の詳細はエルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/> でご確認ください。

苅田町役場

税務課 固定資産税担当

町税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

苅田町内に事業用償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）。

つきましては、申告書等を作成のうえ、期限内にご提出くださるようお願いいたします。

《 目 次 》

1. 償却資産とは	
(1) 償却資産とは	3
(2) 償却資産の種類と具体例	3
(3) 家屋と償却資産の区分	3
2. 申告から課税までのながれ	5
3. 償却資産の申告について	
(1) 申告していただく方	7
(2) 申告書等の提出先	7
(3) 申告書等の提出期限	7
(4) 申告の対象となる資産	7
(5) 申告の対象とならない資産	8
(6) 賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産	8
4. 申告の方法について	
(1) 申告書等の提出方法	9
(2) 申告方式	9
※申告書作成上のお願い	10
5. 税額等の算出方法について	11
6. 企業の電算処理により申告される方へ	
(1) 提出に際してのお願い	12
(2) 帳簿価格の記載について	12
7. 非課税・課税標準の特例等	
(1) 非課税となる償却資産	13
(2) 課税標準の特例が適用される償却資産	13
(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産	13
(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	13
8. 国税との主な違い	14
9. 調査協力をお願い	14
減価残存率表	15

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物付属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等（本ページ「(3)家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船、貸船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車等
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、机、椅子等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、4 ページ「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

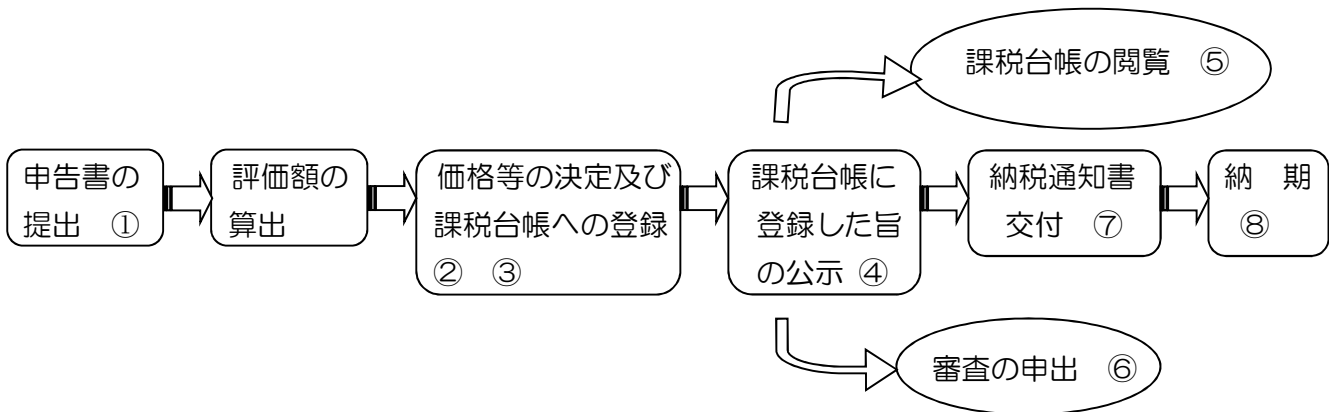
賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、 店舗造作等		工事一式
電気設備	受・変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器	左記以外の設備
	ＩＴＶ設備	受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	左記以外の設備
	火災報知設備		設備一式
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給湯設備		湯沸器等の局所式給湯設備 （ユニットバス等用をのぞく）	中央式給湯設備 ユニットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター等
厨房設備		飲食店・ホテル・百貨店等、病院・寮社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、ホテル等、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、看板、カーテン・ブラインド等	
外構工事	舗装・植栽・門扉等	工事一式	

なお、賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含めて、償却資産として取扱います。

2. 申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日（その日が土・日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）までに、資産が所在する苅田町に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税標準

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（評価額等）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

④ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を町長が公示します。

⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、税務課固定資産税担当において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方への閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑥ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、文書をもって苅田町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑦ 納税通知書交付

【 税額 = 課税標準額 × 税率（100分の1.4） 】 課税標準額が150万円未満（免税点）の場合は課税されません。

⑧ 納期

通常4回の納期(苅田町では4月、7月、9月、12月)に分けて納めていただくことができます。
具体的な納期は、固定資産税納税通知書等でお知らせします。

3. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

その年の1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方々も申告が必要になります。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

ウ 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方

エ 償却資産を共有されている方※

※ 各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくこととなります。(例：苅田太郎 外2名)

(2) 申告書等の提出先

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町役場 税務課 固定資産税担当

(3) 申告書等の提出期限

その年の1月31日（その日が土・日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日）が申告書等の提出期限です。申告期限近くになると窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

その年の1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

ウ 遊休または未稼働の資産

エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

オ 福利厚生のに供するもの

カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの(※1)

キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産(※2)

注：(※1) 及び(※2)については、8ページ<参考>をご参照ください。

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
 - イ 無形減価償却資産（例：特許権、実用新案権等）
 - ウ 繰延資産
 - エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）（※3）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの（※4）
- 注：（※3）及び（※4）については、本ページ<参考>をご参照ください。

(6) 賃借人（テナント）等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）等が取り付けした内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告することになります。

《 参 考 》

償却方法と取得価額による申告対象の一覧

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、又は取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。（下図をご参照ください。）

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却（※1）	○	○	○	○
中小企業特例（※2）	○	○	○	
一時損金算入（※3）	×			
3年一括償却（※4）	×	×		

○・・・申告対象 ×・・・申告対象外

4. 申告の方法について

(1) 申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、苅田町役場税務課・固定資産税担当に提出してください。

※ 申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

※ 平成28年度申告から償却資産申告書（第26号様式）に所有者の「個人番号又は法人番号」（マイナンバー）の記載をお願いします。

(2) 申告方式

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。前年中に資産の増減がない場合でも、申告書等の提出が必要です。

イ 企業電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在、所有しているすべての資産について、評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

方申 式告	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式
一 般 方 式	前年1月2日以降に新規に事業を開始された方	本年1月1日現在において所有されているすべての償却資産	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書（2枚複写）〈草色〉 種類別明細書 （増加資産・全資産用）〈草色〉
	今回初めて申告される方		
	上記以外の方	前年1月2日から本年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書（2枚複写）〈草色〉 種類別明細書 （増加資産・全資産用）〈草色〉 種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉
処企 理業 方電 式算	企業の電算処理により申告される方	本年1月1日現在において所有されているすべての償却資産	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書（2枚複写）〈草色〉 種類別明細書 （増加資産・全資産用）〈草色〉

※申告書作成上のお願い

①該当資産がない場合

申告書の送付を受けた事業者の方につきましては、償却資産に該当する資産がない場合、お手数ですがその旨を同封の償却資産申告書（第 26 号様式）の備考欄に「該当資産なし」と記載して提出するようお願いいたします。

<記載例>

該当資産がない場合 ⇒ 備考欄に「該当資産なし」と記載

②資産の増減等がない場合 ※企業電算処理方式以外の方に限ります。

前年申告した資産の内容から増減等がない場合、償却資産申告書（第 26 号様式）の「前年前に取得したもの（イ）」、「合計（二）」に前年の取得価額をそのまま記載いただくか、備考欄に「資産の異動なし」、「資産の増減なし」等の記載をお願いいたします。

③事業所を閉鎖した場合

前年中に事業所を閉鎖して苅田町に償却資産がなくなった方は、償却資産申告書（第 26 号様式）の「前年前に取得したもの（イ）」、「前年中に減少したもの（ロ）」、「合計（二）」を記載の上、備考欄に事業廃止年月日とその事由又は原因を記載して提出するようお願いいたします。

④申告書の送付確認について

近年、自社様式の申告書を使用される事業者の方が増えてきました。つきましては、苅田町からの申告書の送付の「要・不要」を確認させていただき、来年度以降の送付に反映させていただきたいと思っております。

お手数ですが、申告書送付の要否について<記載例>を参考に備考欄にご記載ください。

<記載例>

申告書の送付が必要な場合 ⇒ 備考欄に「送付必要」と記載

申告書の送付が不要な場合 ⇒ 備考欄に「送付不要」と記載

5. 税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

平成20年度税制改正において「耐用年数に関する省令」の改正が行われました。それに伴い改正された固定資産評価基準に基づく償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされています。そのため、平成21年度以降の固定資産税に係る賦課期日において課税対象となる償却資産については、すべて改正後の耐用年数を用いて評価することになります。

下記の計算例を参照してください。

〈計算例（概算）〉

◎ 前提条件

業 種：自動車製造業（年1回3月決算）

設備の種類：「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年

※ 改正前は「旧275 自動車製造設備」の10年

取得日：平成15年4月1日

取得価額：100,000,000円

耐用年数10年の減価率の2分の1の率（0.103）で評価

耐用年数10年の減価率（0.206）で評価

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
取得価額	100,000,000				
前年度評価額		89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786
控除額	10,300,000	18,478,200	14,671,691	11,649,323	9,249,562
当年度評価額	89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786	35,651,224

21 年 度 よ り	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	……
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	35,651,224	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	
	8,057,177	6,236,255	4,826,861	3,735,991	2,891,657	2,238,142	1,732,322	
	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	5,932,819	

耐用年数9年の減価率（0.226）で取得価額の5%まで評価

6. 企業の電算処理により申告される方へ

(1) 提出に際してのお願い

企業の電算処理により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、その年の1月1日現在に所有するすべての資産について、評価額を算出し、申告してください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書を記載のうえ添付してください。

(2) 帳簿価格欄の記載について

平成20年度税制改正において、地方税法施行規則で規定されている償却資産申告書（第26号様式）が一部改正となりました。これを受け、平成21年度分以後の償却資産申告書については、改正後の地方税法施行規則様式に準じ、帳簿価格欄を削除した様式に変更となりました。

7. 非課税・課税標準の特例等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条各項、同法附則第 14 条各項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」に必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともに、ご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 各項、同法附則第 15 条各項、同法附則第 15 条の 2 各項、同法附則第 15 条の 3 各項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する資産を所有されている方は、「特例資産内訳表」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともに、ご提出ください。

《適用される償却資産の例》

内航船舶・廃棄物再生処理用機械設備・特定特殊自動車 等

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともに、ご提出ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

前年 1 月 2 日から本年 1 月 1 日までの間に、法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産または、耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却、耐用年数の確認を適用した償却資産に係る届出書」に必要事項を記入し、本ページ「耐用年数の短縮等の添付書類一覧」に掲げる添付書類とともに、ご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や、租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。

《耐用年数の短縮等の添付書類一覧》

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増 加 償 却	税 務 署 長	増加償却の届出書(写)及びそのことを証する書類(写)
陳腐化資産の一時償却	国 税 局 長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書(写)及びそのことを証する書類(写)
耐用年数の確認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

8. 国税との主な違い

項 目	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)	地 方 税 の 取 扱 い (固定資産税<償却資産>の評価額)
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減 価 償 却 の 方 法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』に定める減価率によります。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧 縮 記 帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	認められません

9. 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて調査を行っておりますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

ご注意ください!

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び苅田町税条例第65条の規定により、過料を科されることがあります。

また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	25	0.088	0.956	0.912
3	0.536	0.732	0.464	26	0.085	0.957	0.915
4	0.438	0.781	0.562	27	0.082	0.959	0.918
5	0.369	0.815	0.631	28	0.079	0.960	0.921
6	0.319	0.840	0.681	29	0.076	0.962	0.924
7	0.280	0.860	0.720	30	0.074	0.963	0.926
8	0.250	0.875	0.750	31	0.072	0.964	0.928
9	0.226	0.887	0.774	32	0.069	0.965	0.931
10	0.206	0.897	0.794	33	0.067	0.966	0.933
11	0.189	0.905	0.811	34	0.066	0.967	0.934
12	0.175	0.912	0.825	35	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	36	0.062	0.969	0.938
14	0.152	0.924	0.848	37	0.060	0.970	0.940
15	0.142	0.929	0.858	38	0.059	0.970	0.941
16	0.134	0.933	0.866	39	0.057	0.971	0.943
17	0.127	0.936	0.873	40	0.056	0.972	0.944
18	0.120	0.940	0.880	41	0.055	0.972	0.945
19	0.114	0.943	0.886	42	0.053	0.973	0.947
20	0.109	0.945	0.891	43	0.052	0.974	0.948
21	0.104	0.948	0.896	44	0.051	0.974	0.949
22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955
24	0.092	0.954	0.908	55	0.041	0.979	0.959